

4 文科教第 634 号
令和 4 年 7 月 28 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
専 修 学 校 を 置 く 国 立 大 学 法 人 の 長 殿
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省総合教育政策局長

藤 原 章 夫
(公 印 省 略)

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する
規程の一部を改正する告示の施行について（通知）

この度、別添のとおり、「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程の一部を改正する告示」（令和 4 年文部科学省告示第百四号）（以下「改正告示」という。）が、令和 4 年 7 月 28 日に公布・施行されました。

今回の改正は、令和 2 年度から「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」において議論が行われ、とりまとめられた「今後の専門学校における職業実践専門課程制度の充実に向けて（とりまとめ）」において、職業実践専門課程の修了者が「専門士」と名乗れるよう制度的に連携し、職業実践専門課程においても、試験等による成績評価に基づいて課程修了の認定を行っていることを制度的に担保することが提言されたことに対応するため、所要の規定を整備するものです。

これらの法令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管又は所轄の専修学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学長におかれては管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては所管の専修学校に対して、このことについて周知をお願いします。

記

第1 改正の概要

- (1) 専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成25年文部省告示第133号）等の一部改正
- ア 第2条の認定要件に、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年文部省告示第84号）第2条又は第3条の規定により、当該専修学校専門課程の修了者が専門士又は高度専門士と称することができる専修学校専門課程として文部科学大臣が認めた課程であることを追加すること。
- イ 経過措置として、この告示の施行の際現に、改正前の専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第二条第一項の規定による認定を受けている専修学校の専門課程については、改正後の専修学校の専門課程における第3条の認定の取消の規定の適用については、令和8年3月31日までの間は、従前の認定要件によるものとする。

第2 留意事項

- (1) この告示の施行の際現に、職業実践専門課程の認定を受けている専修学校専門課程であって、専門士又は高度専門士と称することができる専門課程として文部科学大臣が認めた課程である場合は、再認定の手続きは不要なこと。
- (2) この告示の施行の際現に、職業実践専門課程の認定を受けている専修学校専門課程であって、専門士又は高度専門士と称することができる専修学校専門課程として文部科学大臣が認めた課程ではない場合は、令和8年3月31日までに改正後の認定要件を満たさないときは、第3条に基づき認定の取消を行うこと。

(参考)

「今後の専門学校における職業実践専門課程制度の充実に向けて（とりまとめ）」（令和4年3月30日専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議）

https://www.mext.go.jp/content/20220512-mxt_syogai01-000022084_2.pdf

添付資料

- 【別添1】専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程の一部を改正する告示

＜本件担当＞
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係
直通：03-6734-2915

○文部科学省告示第四百号

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年七月二十八日

文部科学大臣 末松 信介

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程の一部を改正する告示

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものはこれを削る。

改正後

改正前

(認定)

第二条 「略」

一 専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第二条又は第三条の規定により、当該専修学校専門課程の修了者が専門士又は高度専門士と称することができる専修学校専門課程として文部科学大臣が認めた課程であること。

二・三 「略」

「号を削る。」

(認定)

第二条 「同上」

一 修業年限が二年以上であること。

二・三 「同上」

四 全課程の修了の要件が、次の表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものであること。

学科の区分		要件
専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科	学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が千七百単位時間以上であること。
専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数が六十二単位以上であること。

2 「略」

四〇七 「略」

2 「同上」

五〇八 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

[

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第二条第一項の規定による認定を受けている学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校の同法第二百五条第一項に規定する専門課程についての改正後の専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第三条の規定の適用については、令和八年三月三十一日までの間は、同条中「前条第一項各号」とあるのは、「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程の一部を改正する告示（令和四年文部科学省告示第四百四号）による改正前の前条第一項各号」とする。